

総合特別区域法第8条第9項に基づく
国際戦略総合特別区域の指定の解除に係る意見について（案）

〔 令和8年3月 日
総合特別区域推進本部決定 〕

別添の通り、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第8条第9項に基づき申請のあった国際戦略総合特別区域の指定の解除について、指定を解除して差し支えない。

(別添)

国際戦略総合特区の指定解除案

国際戦略総合特別区域の名称	指定地方公共団体の名称	国際戦略総合特別区域の範囲
つくば国際戦略総合特区	茨城県、つくば市	つくば市の全域並びに龍ヶ崎市並びに茨城県東茨城郡茨城町及び大洗町、那珂郡東海村並びに稲敷郡阿見町の区域の一部